文　　教　　関　　係

１　和解及び損害賠償額の決定

文書の公開請求に係る損害賠償請求事件（令和８年（ネ）第38号）について、大阪高等裁判所から提示された和解条項案を受諾し、損害賠償の額を定めようとする。

１　事案の概要

準学校法人パルモア学院が運営していたパルモア学院英語専門学校に在学していた控訴人が、当該法人に係る文書の公開請求を知事に対して３度行ったところ、知事は、部分公開決定及び公開決定をした公文書のうち当該法人に係る解散認可書等の文書について、これらの決定において特定した文書の写しではなく、文案の写しを公開した等として、これらの文書の写しの交付を受けるために支払ったコピー代及び交通費相当の損害、控訴人はじめ県民一般の「知る権利」を害する行為により控訴人が被った精神的損害に関する慰謝料の支払を求める訴えを提起したところ、第１審は控訴人の請求を棄却したため、これを不服として控訴した。

この度、大阪高等裁判所から和解勧告書が送付された。

２　損害賠償の額

30円

３　和解条項案

(1) 被控訴人は、控訴人に対し、本件損害賠償金（コピー代相当額）として、30円の支払義務があることを認める。

(2) 被控訴人は、控訴人に対し、前項の金員を、令和９年１月29日限り、次の口座≪要補充≫に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は被控訴人の負担とする。

(3) 被控訴人は、本件に関する被控訴人の取扱いのうち原判決において不適法と判断された部分について真摯に受け止め、控訴人に対し、同判決を踏まえて、今後の情報公開行政の適正な実施に努めることを約束する。

(4) 控訴人は、その余の請求を放棄する。

(5) 控訴人と被控訴人は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかは、何らの債権債務もないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は、第１、２審を通じ、各自の負担とする。